

# **大津小学校 いじめ防止等基本方針**

**初版 平成 27 年 6 月 11 日**

**第 2 版 平成 31 年 5 月 21 日**

**第 3 版 令和 5 年 1 月 16 日**

**第 4 版 令和 7 年 4 月 7 日**

# 大津小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、教育に関わる全ての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。「いじめはどの学校においても、どの児童にも起りうること、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こしうること」を十分に認識し、学校の教育活動全体を通して、いじめを許さない学級・学校づくりを行うとともに、いじめを把握した場合には、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢で、その解消に向けて、最優先に取り組む。いじめの問題は、人権に関わる重大な問題である。児童が安全・安心に過ごすことのできる学級・学校づくりの基盤として、熊本県いじめ防止基本方針等を踏まえ、学校・家庭・地域その他の関係機関等の下、いじめ防止のための対策を総合的に推進するため、策定するものである。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われることなく、安心して生活できることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置する（いじめを見て見ぬふりをする）ことがないよう、いじめの防止対策において、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるよう、学校教育のあらゆる機会を捉えて指導する。

さらに、いじめの防止対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、県や町の基本方針に即して、いじめの問題への対策を学校総体として進め、いじめの防止、早期発見・いじめへの対処、家庭や地域・関係機関との連携等に係る対策を積極的に行う。

### 2 いじめの定義

（いじめ防止対策推進法 第二条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。いじめられているても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起ったときのいじめられた

児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、本校の「いじめ・不登校対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。

インターネット上で悪口を書かれた児童がいた事案で、当該児童がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえて適切に対応する。

一方で、いじめられた児童の立場に立って「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意からの言動が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、言動の主体である児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが想定される。

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○仲間はずれ、集団による無視をされる
○軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
○ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
○金品をたかられる
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる可能性がある。これらについては、教育的かつ被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

### 3 いじめの理解

いじめ問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安心・安全な社会をいかにつくるかという、社会全体に関する国民的な課題である。いじめから児童を救うためには、教職員と保護者、児童の一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの児童にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験しており、調査データでも確認されている。しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、心理的に強いダメージを与え生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時に犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立

てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにすることが肝要である。

## 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) いじめの防止

いじめは、どの児童にも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、教育活動全体を通して道徳教育や人権教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、「いじめをしない」「いじめさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。さらに自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりにも未然防止の観点から取り組む。

さらには、いじめ問題への取組の重要性について家庭や地域の認識を広め、連携して情報モラルの醸成を含めた取組を推進する。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての教職員が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは教職員の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくく形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努めることが必要である。そのために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童を見守る体制づくりを行う。

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応を行う。そのため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるも

のではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。すべての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを、教育活動全体を通して積極的に進めしていく。

#### (4) **家庭や地域との連携について**

地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携を図る。PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校運営協議会を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校の取組を適切に情報提供する等、いじめの問題についての対策を推進する。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### (5) **関係機関との連携について**

いじめの問題への対応においては、学校や町教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や町教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

その上で、学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図り、又は、地方法務局等、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知することなどに取り組む。

## Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

### 1 いじめ・不登校対策委員会の設置

#### (1) 目的

いじめ・不登校の現状を把握し、未然防止及び発生時における対応策について協議する。

#### (2) 参加者

校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、関係職員（人権教育主任、生徒指導担当、担任）

※必要に応じて、SCやSSWを含めた協議を行う。

#### (3) 実施回数

年間6回

※重大事案発生時や、児童の欠席が継続し、不登校傾向になりつつある場合は、即応す

る。情報が入り次第、臨時に開催（参加メンバーは、管理職、主幹教諭、養護教諭、担任、必要に応じて学年主任）する。担任、養護教諭、主幹教諭は、日頃から情報の集約に努めておく。

※関係者を交えてのケース会議については、本会とは別に隨時行っていく。

#### (4) 年間計画

後述。

### 2 いじめの防止等のための取組

いじめを起こさせない学校づくりに向け、以下の取組を行う。

未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正し

い態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくるとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長させたりすることのないよう、指導の在り方について細心の注意を払う。

- (1) すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動を充実させ、豊かな人間性や確かな人権意識、一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を持った児童を育成する。
- (2) いろいろな人がいるという多様性を重んじ、様々な異なる考え方や意見を出し合う雰囲気を確保し、均質化のみに走らない学校づくりを推進する。
- (3) 楽しく分かる授業づくりやコミュニケーション能力の育成を通して、児童の自尊感情や自己有用感を高める。
- (4) 児童自らが主体的に考え、仲間と互いに協力し合って、安心・安全に過ごせる学校・学級づくりに向けた活動を推進するため、児童会活動や学級活動の充実を図る。さらに、困ったときや悩みがあるときに発信できる援助希求態度の育成を図る。
- (5) 「心のきずなを深める月間」や「人権旬間」等を通じて、学校、家庭及び地域が互いに補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない取組を行う。
- (6) 保護者が、子どもの規範意識を養うなど、法に規定された保護者の責務等を果たし、子どもと適切に関わることができるように、生徒指導に係る取組の情報連携を行うとともに、「くまもと家庭教育支援条例」や「くまもと「親の学び」プログラム」及び講演会の実施等を通じた啓発活動や相談活動等を行う。
- (7) 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を助長する場合がある。特に体罰については、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、その人権を著しく傷つける絶対に許されない行為であり、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
- (8) 教職員のいじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、校内研修の充実を図る。

#### ※いじめのない学校づくりに向けた児童の主体的な参画（取組例）

- ア 挨拶運動による人間関係づくり
- イ 学校・学年・学級・個人の取組目標の設定（標語、スローガン、ポスター等）
- ウ 児童会や人権委員会による「いじめアンケート」の実施と解決に向けた主体的で継続的な取組（人権集会・定期的な話合い・いじめ相談箱等の設置・校内放送の活用・ミニ集会での児童同士での話合い等）

### 3 いじめの早期発見のための取組

いじめのささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わり組織的に対応するため、以下の取組を行う。

- (1) 担任を始め、全職員で日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。気になることがあった場合は、必ず、学年主任や周囲の職員に伝える。
- (2) 担任・担当する児童について、休み時間・放課後等の日常会話等「すべての児童」を意識した関わりの機会をつくるよう心掛けるとともに、日記等を活用した継続的・個別の関わりを工夫し、一人一人の児童の交友関係や悩み等を把握する。
- (3) 気になる児童に関しては、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、児童に関する情報収集を行う。その際、学年主任や管理職等との情報連携を必ず行う。

- (4) 児童の状況等により、養護教諭など担任外の教職員と話す場を工夫し、悩みなどを聞いたり、授業や休み時間の様子等を観察したりする。必要に応じて、専門機関等も含めた教育相談を行う。
- (5) 学校全体の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施を計画的に行う。その際、スクールカウンセラー等による相談室の利用や電話相談窓口についても、児童や保護者への周知を行う。
- (6) 日頃から、児童や保護者、教職員がいじめ等に関する相談がしやすいよう、学校の相談体制を整備するとともに、児童や保護者等への周知を図る。
- (7) 学校の教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制として機能しているかどうか、定期的に点検する。
- (8) 必要に応じて休み時間や昼休みの校内巡視を行うとともに、放課後の校区内巡回等を計画し、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

## 4 いじめに対する措置

いじめを認識し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

全教職員、保護者、関係機関・専門機関と連携し、以下のように取り組む。

### (1) **情報を集める**

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 事実確認の過程において、複数の情報に齟齬が生じないように、詳細な聴き取りを行い、正確に記録する。
- いじめの相談や訴えがあったときには、速やかに情報集約担当に報告し、情報収集や管理職、状況に応じて教育委員会への報告を行う。
- 発見・通報を受けた場合は、情報集約担当が中心となり、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。同時に、学年主任及び管理職と情報を共有し、実態把握に向けて組織対応をする。
- その際、他の児童の目に触れないよう、聴き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行い、いじめを受けたとされる児童が、本当のことを話しやすい環境を整える。
- いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聴き取りを行う。

#### ※ 留意点

- ア 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。必要ならば、関係学級等へのアンケート等を実施する。
- イ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ウ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

### (2) **指導・支援体制を組む**

#### ① 組織対応に向けて

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。  
(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担する。)
- ア いじめられた児童や、いじめた児童への対応

イ その保護者への対応

ウ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等

- 現状把握の共通理解を心掛け、指導・支援体制に修正を加えながら、組織による適切な対応を行う。

※ 留意点

ア 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) **児童への指導・支援を行う**

いじめ事案へは、学校における指導・支援体制における協議等に基づき、以下のような役割分担の中で具体的な指導・支援を行う。

① **いじめられた児童に対応する教員**

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② **いじめた児童に対応する教員**

- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

③ **いじめが起きた集団に対応する考え方**

- 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④ **学校組織の在り方**

- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、大津警察署スクールサポートーの協力を得るなど、校内での対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、いじめられた児童並びにいじめた児童の「見守り体制」を整え、継続して注意を払っていく。また、折りに触れ必要な支援を行う。
- 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

#### (4) 保護者との連携

##### ① 学級担任を含む複数対応

- 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 5 年間計画

月	いじめ・不登校対策委員会等	関連行事及び月ごとの主な取組等
5	○第1回対策委員会 ・本年度の方針の確認と年間計画	【関連行事】 ・運動会 ・学警連協議会 ・i-check ・学校運営協議会 【月ごとの主な取組】 ☆児童会活動計画 ☆人権スローガン作成に向けての 人権教育アンケート
7	○第2回対策委員会 ・夏休みに向けてのいじめ、不登校の現状把握 ・いじめ、不登校の未然防止の具体策の検討	【関連行事】 ・町児童生徒集会学習会 ・校区青少年健全育成会議 ・校区幼保小中連携会議 【月ごとの主な取組】 ☆保護者との教育相談
9	○第3回対策委員会 ・夏休み後のいじめ、不登校の現状把握 ・いじめ、不登校の未然防止の具体策の検討	【関連行事】 ・校内支援委員会 【月ごとの主な取組】 ☆心のアンケート（簡易版）の実 施及び教育相談
10	○第4回対策委員会 ・前期のいじめ、不登校の現状把握 ・いじめ、不登校の未然防止の具体策の検討 ※現状と対策・・・町内会議へ	【関連行事】 ・児童集会（委員会等からの提案集会） ・町内児童生徒集会 【月ごとの主な取組】 ☆児童アンケートの取組等（県集会 へ向けた取組） ☆授業研（人権学習）
1	○第5回対策委員会 ・冬休み後のいじめ、不登校の現状把握 ・いじめ、不登校の未然防止の具体策の検討 ・アンケート結果の確認	【関連行事】 ・児童現地学習会
2	○第6回対策委員会 ・令和7年度のいじめ、不登校の現状把握 ・いじめ、不登校の未然防止の具体策の検討 ・反省と来年度への志向 ※現状と対策・・・町内会議へ然防止の具	【関連行事】 ・児童集会（講話） ・児童人権集会 ・校区青少年健全育成会議 ・学校運営協議会

体策の検討	【月ごとの主な取組】 ☆心のアンケート（簡易版）の実施及び教育相談 ☆校内研（レポート研）
-------	---

## 6 いじめの訴えがあったときの対応マニュアル

- いじめは、どの児童にも起こり得ること、状況によっては、生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることとして十分に認識する。
- いじめられた児童の立場に立ち、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢で望む。

### 1 いじめ等の事例発生

#### 2 聞き取り

- 担任+学年主任または養護教諭 ※該当学級の補欠対応  
「いつ」「どこで」「だれが」「何を」「どうして」「どうなったか」

#### 3 いじめ対策委員会

いじめに該当するか協議する。

- 校長 教頭 主幹教諭 学年主任 生徒指導主任 養護教諭 担任等  
①事実の確認 ②対応策の確認 ③対策チーム編成 ④指導経過記録 ⑤校長の指示

#### 【いじめに該当すると判断した場合】

#### 4 職員会議（いじめ認定後、早急に開催）

- ① 校内支援体制の確立（全職員による共通理解と実践）  
② 対策チームの取組の検討

#### 5 いじめられた児童へのケア：寄り添い支える

- 教職員で絶対に守り通すことを伝える。
- 本人の意思を尊重し、場合によってはしばらく別室にて学習。
- 信頼できる人（親しい友人や教員 家族 地域の人々等）との連携

#### 6 いじめた児童への指導：行為の責任と自覚

- いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

#### 7 学級全体への指導：自らの問題として捉える

- 話し合い（担任以外の教員も入って複数で指導）
- 自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

#### 8 保護者との連携：事実の説明と協力依頼

- 即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。



9 教育委員会への報告（管理者対応）：発生時の速報→経過説明→最終報告

## 7 重大事態対応

いじめにより、

- ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）
- イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき



○教育委員会への報告

※教育委員会の指導・助言の下に、重大事態の調査組織を設置する。

組織の構成：専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。



### いじめ調査委員会

- ① いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではない。客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢を重要視する。
- ③ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。



### 児童及び保護者への情報の適切な提供

○調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。



○教育委員会への調査結果の報告

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。



### 調査結果に基づいて、直ちに事後処置を行う。

いじめの起きない、学級・学校づくりに向けた具体的な取組を進める。

- (1) いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているのか、いじめ・不登校対策委員会にて点検し、必要に応じて見直す。
- (2) いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、取組の改善を行っていく。

# ※熊本県児童会

## 「いじめを許さない」宣言文

わたしたちは、楽しく、安心してすごせる学校にするために、みんなで協力して、いじめ「0」にすることを目指し、次のことを実行します。

- わたしたちは、相手の気持ちを考えて生活します。
- わたしたちは、ありがとうの気持ちを忘れずに、心あたたまる言葉をつかいます。
- わたしたちは、自分の考えを相手に分かってもらえるように伝えます。
- わたしたちは、みんなが分かり合い、声をかけ合い、助け合う仲間になります。

平成25年度「心のきずなを深めるシンポジウム」児童代表